

消費者支援ネット

ニュースレター

〒400-0834

甲府市落合町 59-2

電話 055-243-2443

FAX 055-241-0597

Mail info@yamanashi-csnet.jp

第3回総会報告



第3回総会が無事、終了いたしました！

*日 時 : 2017年5月27日土曜日 10:30~11:45

*会 場 : 「ぴゅあ総合」中研修室 甲府市 朝気 1-2-2

◇1号議案から5号議案すべてが満場一致で採択されました。

◇新理事長に、花輪 仁士 弁護士（前副理事長、写真）が選任されました。

*来賓あいさつ

- ・県消費生活安全課砂田課長様から、「山梨県消費者基本計画」の目標の1つである、市町村消費生活センター設置率が前倒しで達成できるという説明をいただきました（詳しくは裏面をご覧ください）。
- ・県民生活センター古屋所長様からは、県内における消費生活相談件数（4200件程度で数年経過している）や相談内容の特徴などについてお話していただきました。

1. 議長選出及び議事録署名人2名の選任。

- ・議長に、足立利恵さんを選出しました。
- ・議事録署名人に、小沢浩二・伏見孝文さんを選任しました。

2. 議事について。

提案は竹野副理事長が行ない個別に審議・採択しました。

「第1号議案：2016年度事業報告承認の件」、「第2号議案：2016年度活動計算書承認の件」、

「第3号議案：2017年度事業計画承認の件」、「第4号議案：2017年度活動予算承認の件」、

「第5号議案：役員選任（任期2年）承認の件、すべて、反対0、満場一致で採択されました。

・<各議案に対する主なご意見について>

Q：会員数や年会費の増加が必要と思います。予算では昨年より少なくなっているが、増やすための進め方はどのように進めているのでしょうか？

A：会員及び年会費の増加については、地道に進めていくしかないと考えています。会員の皆様のご支援ご協力をいただき、今後も様々な場面で加入を呼び掛けて参ります。

- ・議案書を送付してから総会までの約3週間、まさに地道に進めてきた結果として、昨年とほぼ同じ会員数・年会費が集まっていることが事務局から報告されました。

Q：科学的に根拠のないIT情報が氾濫する中、若い人中心に科学的知識を身に付ける必要があるのではないかと思います。皆様も良くお考えいただきたいと思います。

A：ご意見の通りと思います。支援ネットの活動に消費者教育があるので、そういう中で、ご意見に対する点について考える機会を検討したいと思います。

「援ネ」第



◇【新役員：理事12名、監事2名】が総会で選任されました。

- ・新理事長の花輪仁士弁護士はじめ、再任理事6名、再任監事2名、新任理事6名ともども、2年間の任期をしっかりと務めますので皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

◇【退任役員：4名】：清水毅理事長、中込元博理事、長澤正夫理事、代永まつ子理事。

- ・設立準備会から3年間余り、しっかりと支えていただきました。心より感謝申し上げます。

3. 来賓あいさつ：「山梨県消費者基本計画」の目標である

市町村の相談体制の整備状況が報告されました。

(1) 市町村消費生活センター設置率

①人口5万人以上の市：H32年度目標100%。

- ・H26年度40%、H29年度100%見込み。

②人口5万人未満の市町村：同、目標50%以上。

- ・H26年度22.7%、H29年度68.1%見込み

③消費生活相談員有資格者数：同、目標75%以上。

- ・H26年度66.7%、H29年度84%見込み

◇消費者支援ネットでは、「山梨県消費者基本計画」策定時のパブリックコメントで全目標について早期に達成することを意見提出しました。上記は本年度で前倒し達成見込みであり、歓迎したいと思います。

◇県民が住んでいる場所でより早く相談できる行政体制が消費者被害の防止につながることは全国で実証済みです。残された目標の達成のために今後も必要な協力や意見提出を行ない消費者被害の未然防止に取り組みます。なお、人口5万人以上・5万人以下に拘わらず目標数値は同じにすることを提案しています。



◆ どなたでも会員になれます！ 一緒に活動しませんか。 *2015年7月法人登記

消費者被害の防止や救済のために不当契約・表示等について事業者にも申し入れを行ないます。県内の弁護士・司法書士・消費生活相談員（計35名余）、学識経験者、生協や一般消費者（団体）など合計87の個人・団体が加入しています。消費者被害を防止し、救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

昨年は、①「県外の水道業者のチラシに、無料見積りと記載があるのに、実際は料金を請求された」ことについて是正勧告を行ない是正させました。②「健康食品トラブルアンケート」を実施し、様々な疑問が寄せられました。全国のNPO法人消費者支援団体と協力して是正する取り組みも始まっています。

③「18歳大学新入生の子供が勧められたクレジットカード勧誘チラシに、リボ払いの利息が高いことの記載がない」点に心配をされた親御さんからの情報を受けて、18歳の大学新入生が安心して学生生活を過ごせるように、分かりやすい記載内容にすることなどを申し入れました。

*支援ネット詳細は、HP「やまなし消費者支援ネット（この名称で検索可能）」をご覧ください。

【正会員】：年会費1口 2,000円、【賛助会員】：年会費1口 1,000円、団体会員枠もあります。年会費は上記活動及び諸経費に使われます。人件費はゼロで、すべてボランティア活動です。

【連絡先】：消費者支援ネット事務局 055-243-2443 FAX055-241-0597
お名前、書類送り先住所等を連絡下さい。 加入に必要な申込書や資料等を郵送いたします。

【お願い】 日常生活で目にする、耳にするCMやチラシ、電話・メール等の勧誘で「はてな(?)」と感じる情報を上記事務局にお寄せいただくようお願いいたします。寄せられた情報については、35名余の弁護士・司法書士・消費生活相談員の専門家が調査・分析し、より早く消費者被害を防ぐための活動を展開いたします。また無料であり、個人情報保護されますので安心してご連絡をお願いいたします。